

司法修習生の給費制廃止及び貸与制施行を延期する 「裁判所法の一部を改正する法律」成立についての会長声明

平成22年11月26日、司法修習生に対する修習費用の貸与制の施行を延期する「裁判所法の一部を改正する法律」が国会で可決され成立した。これにより、平成22年11月採用の司法修習生に対しては修習費用の給費が実施されることになった。

法曹の養成は、単なる個人的資格の取得の問題ではなく、基本的人権を擁護し、社会正義を実現する「公共財」としての人材を養成し、ひいては司法制度基盤を確立できるかという法治国家の根本に関わる問題である。

このような認識のもと、当会でも、多くの会員が署名活動や議員要請活動を積極的に行うなど、司法修習生に対する給費制が維持・存続されるよう求めてきたところである。わずか半年という短期間になされた今回の法改正は、給費制の重要性が、多くの市民や団体等に理解され、また、多くの国会議員や報道機関・報道関係者等が給費制の維持に賛同されたことにより得られた結果である。

当会は、御理解・御支援を戴いた市民や団体の方々、御賛同戴いた国会議員、報道機関・報道関係者各位に対して心より感謝し、また、この法改正を歓迎することをここに表明する。

しかしながら、この法改正は、今後、1年間に限り給費制を延長するというものであり、その間に、政府及び裁判所は、「個々の司法修習終了者の経済的な状況等を勘案した措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。」とされ、「法曹の養成に関する制度の在り方全体について速やかに検討を加え、その結果に基づいて順次必要な措置を講ずること。」とされている（衆議院法務委員会附帯決議）。

そこで、当会としては、引き続き給費制に対する御理解、御支援が得られるよう取り組むべく決意を表明すると同時に、政府及び最高裁判所に対し、司法修習生に対する財政的支援の在り方や、法曹養成制度全体の在り方を検討する組織を直ちに設置するとともに、法曹が、国が費用を支出してでも養成すべき社会資源であることに鑑み、法曹志望者が経済的理由から法曹への途を断念することのないよう、平成23年11月以降も給費制が維持・存続される措置をとるよう、強く求めるものである。

2011年（平成23年）2月18日

釧路弁護士会

会長 永井哲男